

経 済 産 業 省

20221007保局第2号
令和4年10月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
の適用について

令和4年8月31日に公布・施行された「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について（20220816保局第1号）（以下、「同通達」という。）」による改正後の別表第十の規定の適用については、令和7年8月30日までは、なお従前の例によることができる。

令和4年8月31日からこの通達施行日（令和4年10月20日）前までに製造・輸入された電気用品については、同通達による改正前の別表第十を適用していた場合であっても、電気用品安全法第八条第一項の規定に基づく電気用品の技術上の基準に適合しているものとみなす。